元本補てん特約付合同運用指定金銭信託（商品名：新型金銭信託＜フューチャートラスト＞）約款

この信託約款は、募集要項（別紙１の定義集において定義する）に基づき三井住友信託銀行株式会社に対し信託を申し込んだお客様に適用されます。なお、この信託約款は、受託者（三井住友信託銀行株式会社）が兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第26条（信託契約締結時の書面交付）に基づき交付する書面となります。
以下に用いる用語は、以下の各条に定めるところに拠るほか、別紙１の定義集に定めるところに拠ります。

第１条（信託目的、受益者、追加信託、信託金の受入れ）

（1） 委託者は、信託された金銭（以下この信託約款にしたがい信託された金銭を「信託金」という）を利殖する目的で第５項に従って金銭を信託し、当社は受託者としてこれを引受けます。

（2） この信託の当初の受益者は、委託者とします。委託者は、受益者を指定または変更することはできません。また、委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。

（3） 委託者および受益者は、受託者を解任することはできないものとします。

（4） 委託者は、金銭を追加信託することはできません。

（5） 委託者は、第１項の目的に従い、信託契約に基づく金銭の信託として、委託者と受託者との間で別途合意する金額の金銭（なお、その口数は１口単位とする）を、信託設定日に、三井住友信託銀行株式会社において開設された委託者名義の預金口座から引き落とす方法により、受託者が別途指定する口座に入金するものとし、当該入金をもって、信託設定日に受託者に当該金銭を交付したものとみなします。

第２条（信託契約の期間）

（1） 各信託契約の期間は、各信託設定日に始まり、各信託期間満了予定日をもって終わるものとします。

（2） 前項にかかわらず、第10条第１項第２号ないし第６号に定める信託終了事由が発生した場合には、同項に従い、同項各号に規定する日をもって、この信託は終了するものとします。

第３条（運用）

（1） 当社は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産（「信託財産」とは信託金およびその運用その他の事由により取得した財産をいう。以下同じ）の成長を図ることを目的として、信託財産を主として対応する募集要項記載の当社の銀行勘定への貸付（以下「合同運用貸付」という）により運用します。ただし、当社は、その裁量により、次の各号に掲げる財産に運用することもできます（ただし、次条各項に掲げる取引に該当する場合を除く）。

① 貸付金、手形の割引

② 国債、地方債、社債（社債の引受権を表示する証書を含む）、特別の法律により法人の発行す

る債券および非居住者円貨建債券
③　預金等、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
④　コマーシャルペーパーその他の有価証券
⑤　信託受益権および信託受益証券
⑥　株式（新株予約権を含む）および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
⑦　不動産
⑧　前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
⑨　前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産

(2)　当社は、信託財産に属する有価証券を貸付に運用することができます。

(3)　当社は、信託財産の価格変動および為替変動に備えるため、または信託財産の効率的な運用を図るため、有価証券、通貨、金利等に係る先物取引、指数先物取引、オプション取引、スワップ取引等（外国為替の売買予約を含む）（以下、これらを「スワップ取引等」と総称する）を行うことができます。

(4)　当社は、信託財産に属する財産を担保に供して借入をすることができます。この借入によって取得した金銭は信託財産に属します。

第3条の2（当社の銀行勘定との取引等）

(1)　当社は、信託財産に関し、次に掲げる取引を行うことがあります。この場合、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障が生ずることがないものとして当該各号に定める条件によるものとします。
①　前条第1項第5号の信託受益権および信託受益証券のうち、当社および次項に定義する当社の利害関係人を受託者とするものへの運用：当該信託受益権および信託受益証券に係る信託における他の受益者との契約条件に照らして信託財産に不利益を与えるものでないもの
②　当社の銀行勘定への運用（合同運用貸付を除く）：当社店頭に表示（掲示、備置き等による方法を含む。以下同じ）する利率により付利するもの

(2)　当社は、前項のほか、信託財産に関し、次に掲げる取引を、当社の銀行勘定、当社を受託者とする他の信託財産、当社の利害関係人（準用信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいい、準用信託業法第22条第2項により読替えられる場合を含む。以下同じ）または委託先（第5条の2第1項に基づいて信託業務（準用信託業法第22条第3項各号に掲げる業務を除く）の全部または一部を委託した場合の当該委託先をいう。以下同じ）もしくはその利害関係人との間で行うことがあります。この場合、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障が生ずることがないものとして当該各号に定める条件によるものとします。ただし、当社の銀行勘定との間で前項各号の取引を行う場合については、前項の定めに拠るものとします。
①　貸付（有価証券の貸付、その代理または媒介の委託を含む）：当該者と同様であると認められる当該者以外の者との間で行う取引の通常の条件に照らして信託財産に不利益を与えるものでないもの
②　前条第1項各号に掲げる財産の売買取引、前条第3項に掲げる取引その他信託財産の効率的な運用に必要な取引：市場価格、鑑定評価額その他兼営法施行規則第23条第3項各号に定める

もの

(3)　当社は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障が生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項各号に定める場合には、第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当該第三者の代理人として当該取引を行うことがあります。

(4)　当社は、取引の通常の条件に照らして信託財産に不利益を与えることのない条件で、信託財産に属する貸付金等と信託財産に属さない債務との相殺、当該貸付金等の借り主と相殺の約定（借り主からの相殺の約定を含む）その他第三者との間において信託財産のためにする行為であって当社の銀行勘定、または当社の利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うことがあります。

第3条の3（競合行為）

(1)　当社は、当社が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為（以下「競合行為」という）について、当社の銀行勘定または当社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。ただし、法令に違反する場合には、これを行いません。

(2)　当社は、前項の行為について信託法第32条第3項に定める受益者に対する通知は行わないものとします。

第4条（合同運用）

(1)　当社は、信託金をこの信託約款に基づき受け入れる他の信託金と合同して運用します。

(2)　前項に基づき合同して運用される信託財産（以下「合同運用財産」という）について生じた損益は、第13条に定める方法により、合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。

第5条（信託の登記・登録等）

(1)　当社は、信託の登記または登録をすることができる信託財産について、信託の登記または登録をするものとします。ただし、受益者の利益を保護するうえで支障がないと当社が認める場合には、信託の登記または登録を留保することがあります。

(2)　前項ただし書きの場合において、信託の登記または登録をすることが受益者の利益を保護するために必要と当社が認めるときには、すみやかに信託の登記または登録をするものとします。

(3)　当社は、信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産について、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合には、その計算を明らかにする方法のみにより分別して管理することがあります。

(4)　当社は、信託財産に属する動産（金銭を除く）について、信託財産に属する財産と固有財産および他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区分することができる状態で保管する方法、または、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。

第5条の2（信託業務の委託）

（1）　当社は、次に掲げる業務その他信託財産の運用または管理に係る業務の一部について、当社が適当と認める第三者（当社の利害関係人を含む）に委託することがあります。

①　信託財産に属する有価証券の保管および処分並びにこれに付随する業務

②　信託財産の運用に係る業務およびこれに付随する業務

③　信託財産に属する金銭債権の管理および回収に係る業務

（2）　当社は、前項に定める委託をするときは、以下に掲げる基準に適合する者を選定します。

①　委託する信託業務の類型ごとに、当該委託する業務に関して規制する法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。

②　信用力に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能である者であること。

③　委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を的確に遂行する能力がある者であること。

④　委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されている者であること。

⑤　委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らして相応の水準であること（なお、当社の利害関係人に委託するときは、同種の委託に係る通常の条件に照らして信託財産に不利益を与えるものでない条件によるものとする）。

（3）　当社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（4）　前三項にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める第三者（当社の利害関係人を含む）に委託することができるものとします。

①　信託財産の保存に係る業務

②　信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

③　当社（当社から指図の権限の委託を受けた者を含む）のみの指図により行う業務

④　当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第6条（元本補てん・予定配当率・利益補足）

（1）　当社は、信託金に万一欠損が生じた場合、この信託の終了のときに完全にこれを補てんします。当社が補てんする欠損は、信託法第13条に定める一般に公正妥当と認められる会計の慣行および本約款第13条の規定に基づき計算された信託終了時の欠損とします。なお、第12条第3項に定める解約金の額が信託元本の額に不足する場合であっても、かかる不足額については本項に基づく補てんの対象にはなりません。

（2）　当社は、貸出先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する財産の値動きの状況等により各受益者に帰属する収益金が予定配当額に満たない場合でも、利益の補足を行いません。受益者に分配する収益金の額は第13条に定める方法により計算されるものとし、受益者に示した予定配当率は、それによる収益金の支払いを当社が保証するものではありません。

（3）　収益金の分配は、あらかじめ受益者の指定する方法により支払うことによって行います。

第6条の2（信託の分割等）

当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当社は、預金保険法の保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に該当する信託受益権（以下「付保受益権」という）の受益者に対する元本補てんの履行、および保険事故等が発生した後の信託目的を達成するための事務を円滑に行うことを目的として、この信託の受益者の利益に資する条件を定める限りにおいて当社の判断により信託を分割できるものとし、当該分割は当社の定める時点において効力を生じるものとします。この場合、当社は、信託分割における主要な事項について、インターネットの利用その他の一般に周知方法として適切な手段と考えられる方法により事前に公表するほか、遅滞なく通知または公告を行うものとします。また、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合において、この信託または分割により新設された信託について、清算することが受益者の利益に資するものと当社が判断したときには、信託を終了することとします。

第7条（租税・事務費用）

当社は、信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を信託財産の中から支払います。

第8条（計算期日における信託の計算）

（1） 合同運用財産については、各計算期日において、計算期間における損益の計算を行います。

（2） 当社は、各計算期日において、第13条に定める処理（ただし、各計算期日における処理に該当するもののみ）を行います。

第9条（信託勘定）

（1） 当社は、合同運用財産に属する金銭を、以下の各勘定を設定して管理するものとします。

① 合同運用財産収益勘定

② 合同運用財産元本勘定

（2） 合同運用財産に属する金銭については、合同運用貸付の利息その他の運用収益に相当する金銭を合同運用財産収益勘定に記帳し、信託約款適用全信託契約に係る信託金、当社が第3条第4項に基づき借り入れた金銭、および、合同運用貸付の元本の回収金その他の運用元本に相当する金銭を合同運用財産元本勘定に記帳するものとします。

（3） 当社は、合同運用貸付の実行金、第3条第1項各号の運用対象資産の取得費用、第3条第4項に基づく借入金の元本を、その支払期日までに合同運用財産元本勘定から支払います。合同運用財産元本勘定内ではその支払に不足する場合には、合同運用財産収益勘定から振り替えたうえで支払います。

（4） 当社は、第7条に定める公租公課その他信託事務の処理に必要な費用、第3条第3項に基づくスワップ取引等に基づき支払義務を負う金銭、第3条第4項に基づく借入金の利息等を支払う場合には、

まず合同運用財産収益勘定から支払います。合同運用財産収益勘定ではその支払に不足する場合には、合同運用財産元本勘定から支払います。

第10条（信託の終了事由）

（1） 各信託契約に係る信託は、次の各号に定める日のうち最も早く到来する日に終了します。

① 信託期間満了予定日。

② 第10条の3第1項の定めにより、この信託が解約される場合は当該日。

③ 第12条第1項ただし書きにより、この信託が解約される場合には当該日。

④ 第21条第3項の定めにより、受益者が当社に対して信託受益権の買取を請求した場合には、受託者が当該信託受益権を買い取る日（疑義を避けるため記載するに、当社と受益者との間で別途合意することによって当社銀行勘定が買い取った場合を除く）。

⑤ 当社が、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難であると認めた場合には、当該事由が発生した日（当日を含まない）から6営業日目の日が属する月の最終営業日。

⑥ その他法令に基づきこの信託が終了する場合には当該日。

（2） 委託者および受益者は、信託法第164条第1項の規定にかかわらず、当社との合意なしに信託終了日よりも前にこの信託を終了することはできないものとします。

（3） 第1項第3号および第4号の信託終了の際には、受益者は、当社所定の請求書等に届出の印章により記名押印して、当社に提出するものとします。

第10条の2（マネー･ローンダリング等に係る取引の制限）

（1） 当社は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため 、委託者または受益者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、委託者または受益者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、この信託の全部の解約等のこの約款に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

（2） 日本国籍を保有せずに本邦に居住している委託者または受益者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社の指定する方法によって当社に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当社は、この信託の全部の解約等のこの信託約款に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。

（3） 第1項に定める確認や資料の提出の依頼に対する委託者または受益者の対応、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情に照らして、この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当社は、この信託の全部の解約等の本約款に基づく取引の全部を制限することがあります。

（4） 第1項から第3項の定めにより取引が制限された場合であっても、委託者または受益者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消さ

れたと認められるときは、当社はすみやかに当該取引の制限を解除するものとします。

第10条の3（反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除に関する特約）

（1） 当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、信託金の全部の解約ができるものとします。

① 委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 委託者、受益者、代理人、同意者その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合。なお、委託者、受益者、代理人、同意者その他信託契約の関係者は、将来にわたっても次のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

ア. 暴力団

イ. 暴力団員

ウ. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

エ. 暴力団準構成員

オ. 暴力団関係企業

カ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

キ. その他前各号に準ずる者

ク. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ケ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

コ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

サ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

シ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 委託者、受益者、代理人、同意者その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

④ この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

（2） 第22条に基づく信託受益権の譲渡もしくは質入に際しては、第１項第２号のいずれかに該当する者、もしくは第１項第３号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、信託受益権の譲渡または質入を行ってはならないものとします。

第11条（信託受益権の分割）

委託者または受益者は、信託受益権の分割を行うことはできません。

第12条（解約）

（1） この信託約款に定めのある場合のほかは、この信託は、解約することはできません。ただし、やむを得ない事由により委託者または受益者から信託契約の全部の解約の申出があり、当社において、当該申出を相当と認めたときは、解約に応じることがあります（ただし、対応する募集要項に別途定める所定の期間中は、解約に応じることができません）。

（2） この信託は、一部のみを解約することはできません。

（3） 当社が第１項ただし書きに基づきこの信託の全部の解約に応じた場合、または、当社が第10条の３第１項の規定に基づきこの信託の全部を解約した場合、当社は、解約金（当該委託者または受益者に係る信託元本から解約金交付日の前日までに生じた税引後の収益金の総額を限度とする金額を控除した金額として、当社所定の算式により算出される金額をいう。以下同じ）を、解約金交付日に、第13条の定めに従い、受益者が指定する方法により、合同運用財産から支払います。ただし、当社が第１項ただし書に基づきこの信託の全部の解約に応じた場合であって、当社が相当と認めるときは、解約金に解約金交付日の前日までに生じた税引後の収益金の総額を限度とする金額の全部または一部を加えた金額を支払います。

（4） 前項に定める解約金が支払われた場合には、かかる支払が完了した時点をもって、当該信託契約に係る信託元本の全額が償還されたものとみなします。

第13条（合同運用財産の交付）

（1） 当社は、各合同運用財産交付日（ただし、いずれかのシリーズ信託の信託設定日、収益分配金交付日若しくは信託期間満了予定日とされている日（最終計算期日までに到来する日に限る）または最終計算期日に該当する日に限る）において、合同運用財産収益勘定から、以下の順序により金銭の支払・留保を行います。なお、第１号から第５号までの支払に合同運用財産収益勘定の残高が不足する場合には、合同運用財産元本勘定から合同運用財産収益勘定に振り替えたうえで（この場合、第１号から順に充当していくものとする）、支払を行うものとし、また、同順位の支払・留保が複数ある場合で、当該順位に係る支払・留保に要する全額に合同運用財産収益勘定の残高がなお不足する場合は、各支払・留保額（ただし、第６号の支払については、当該受益者に係る信託元本の残額とする）に応じて按分した金額（円未満の端数は切り捨てる）の支払・留保を行うものとします。

① 信託約款適用全信託契約について生じた公租公課の支払。

② 信託約款適用全信託契約について生じた諸経費（ただし、信託報酬を除く）の支払。

③ 第３条第３項に基づくスワップ取引等に基づき支払義務を負う金銭の支払（当該日より後、直後の合同運用財産交付日より前にその支払期日が到来する場合には必要額の留保。この場合においては、支払期日に当該留保に係る金銭の支払を行う。以下、次号並びに次項第１号および第２号において同じ）。

④　第3条第4項に基づく借入金の利息の支払。
⑤　次条第1項に定める信託報酬の支払。
⑥　信託約款適用全信託契約のうち、当該日が収益分配金交付日となる信託契約につき、収益金の分配として、各受益者に対する予定配当額の分配。
⑦　残額につき、追加信託報酬として受託者に対する支払。

(2)　当社は、各合同運用財産交付日において、(前項に定める処理(前項柱書に定める振替を含む)がある場合には、当該処理を行った後、)合同運用財産元本勘定から、以下の順序により金銭の支払・留保を行います。なお、同順位の支払・留保が複数ある場合で、当該順位に係る支払・留保に要する全額に合同運用財産元本勘定の残高が不足する場合は、各支払額に応じて按分した金額(円未満の端数は切り捨てる)の交付を行うものとします。
①　合同運用貸付の実行金および第3条第1項各号の運用対象資産の取得費用の支払。
②　第3条第4項に基づく借入金の元本の返済。
③　信託約款適用全信託契約のうち、(ⅰ)当該日以前の日を信託期間満了予定日または期限前元本交付日とする信託契約および(ⅱ)当該日以前の日を解約金交付日とする信託契約につき、(ⅰ)の信託契約の各受益者に対する信託元本の償還、および、(ⅱ)の受益者に対する解約金の支払。
④　残額につき、追加信託報酬として受託者に対する支払。

(3)　前各項に定める日に第9条第2項により入金記帳される金銭がある場合には、前各項に定める処理は、かかる入金記帳後の各勘定から行うものとします。

第14条(信託報酬)

(1)　当社は、前条第1項に定める日において、前条第1項第5号に従い、信託報酬として、当該日を収益分配金交付日とする各シリーズ信託につき、当該シリーズ信託の収益分配金交付日における信託元本の合計金額に当該シリーズ信託に対応する信託報酬率を乗じ、直前の収益分配金交付日(同日を含む。初回は信託設定日(同日を含む))から当該収益分配金交付日(同日を含まない)までの実日数を乗じ365で除す方法により計算された金額(円未満の端数は切捨とする)の合計金額を合同運用財産の中からそれぞれ収受するものとします。ただし、当社は、前条の定めに従って当該日において支払可能な金額が本項に定める金額に満たない場合には、当該不足額を収受しないものとします。

(2)　前項のほか、当社は、前条第1項第7号および第2項第4号に従い、追加信託報酬を収受します。

第15条(信託終了日における合同運用財産の交付)

(1)　この信託が終了したときは、当社は、信託終了日において、第13条の定めに従い、あらかじめ受益者が指定する方法により、合同運用財産を、金銭をもって交付します。

(2)　この信託が終了したとき(ただし、第10条の3第1項または第12条第1項ただし書きに基づく解約以外の信託終了事由によりシリーズ信託のうち一部のみが終了した場合に限る)は、前項の定めにかかわらず、以降、第13条に従い、同じシリーズ信託について信託元本の償還または収益金の分配が行われる日において、あらかじめ受益者が指定する方法により、合同運用財産を、金銭をもって交付

します。ただし、収益金の分配については、信託終了日後の期間に相当する収益金の分配は行いません。

(3)　前各項にかかわらず、やむをえない事情のため、支払が信託終了日または解約金交付日の翌日以降になる場合、当該信託終了日から支払日までの期間については、付利は行わないものとします。

第16条（受益者への報告）

(1)　当社は、次の各号に掲げる書面について、当該各号に掲げる方法により受益者にお知らせします。

①　第13条第１項の収益金の額および支払方法を記載した書面：受益者への交付

②　この信託が終了したときの最終計算を記載した書面：受益者への交付

③　準用信託業法第27条第１項に定める信託財産状況報告書：当社店頭での書類の備置き、閲覧またはインターネットの利用その他の一般に周知方法として適切な手段と考えられる方法による公表（なお、受益者から照会があった場合には当社はすみやかに回答するものとする）

④　準用信託業法第29条第３項に従い、第３条の２第１項ないし第３項に定める取引の状況を記載した書面：当社店頭での書類の備置き、閲覧またはインターネットの利用その他の一般に周知方法として適切な手段と考えられる方法による公表（なお、受益者から照会があった場合には当社はすみやかに回答するものとする）

(2)　当社は、前項第３号の信託財産状況報告書の作成をもって、財産状況開示資料（信託法第37条第２項により作成される書類をいう）の作成に代えるものとします。また、信託財産状況報告書を当社店頭に備置き、閲覧に供することまたはインターネットの利用その他の一般に周知方法として適切な手段と考えられる方法により公表することをもって、信託法第37条第３項の報告に代えるものとします。

(3)　当社は、第１項第４号の書面を当社店頭に備置き、閲覧に供することまたはインターネットの利用その他の一般に周知方法として適切な手段と考えられる方法により公表することをもって、信託法第31条第３項の通知に代えるものとします。なお、第３条の２第４項および第３条の３により行う行為については、信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行わないものとします。

(4)　受益者は、信託法第37条第２項に定める財産状況開示書類の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれがない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(5)　当社は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知は行わないものとします。ただし、受益者に通知しないことが、信託法その他の法令に違反するものについては、この限りではありません。

第17条（受益債権の相殺等）

(1)　当社は、信託期間満了予定日が未到来であっても、受益者と別に約定した場合には、その定めにしたがい、この信託の受益債権と当社のその受益者に対する貸付金等の債権（この信託の信託財産に属さない債権を含む。以下同じ）とを相殺することができます。また、受益者と別に約定した場合には、相殺によらず、この信託を解約し解約金を債権の弁済に充当することもできます。この場合の手続き、

計算方法等については別に約定した定めにしたがいます。

(2)　受益者は、信託期間満了予定日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（本項に規定する相殺について、委託者および受益者全員の同意がなく、かつ元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除く。以下本条について同じ）と相殺する場合に限り、信託金の元本に係る受益債権と当該債務とを、その対当額で相殺することができます。なお、受益債権に受益者の当社に対する債務を担保するため、または第三者の当社に対する債務で受益者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。また、受益者が相殺の対象とする当社に対する借入金等の債務が銀行勘定からの債務である場合、受託者たる当社が相殺対象となった受益債権を代位取得するものとし、当社は当該受益債権と銀行勘定貸その他の信託財産からの債務との相殺を行いません。

(3)　前項により受益者から相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この受益債権で担保される債務がある場合には、当該債務が受益者の当社に対する債務であるときは当該債務から、当該債務が第三者の当社に対する債務であるときは受益者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前号の充当の指定がない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。

③　第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(4)　第2項により受益者から相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとし、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については不要とします。

(5)　第2項により受益者から相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第18条（善管注意義務等）

(1)　当社は、信託契約の本旨にしたがい善良なる管理者の注意をもってこの信託の事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。

(2)　当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことに係る措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。

(3)　前項の場合において、信託財産に変更が生じたことに係る措置について、原状回復が適当であると当社が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当社が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないと当社が認める場合は、この限りではありません。

(4)　当社は、合同運用財産について、当社が有する自己の資産およびこの信託以外の信託に属する資産と同等の注意をもって、管理を行うものとします。

（5）　当社は、運用先に対していかなる場合においても担保の設定を請求する義務を負担しません。

第19条（権利の消滅）

（1）　この信託の信託受益権が、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という）に係る休眠預金等に該当し、かつ、当社が同法第4条第1項に基づき休眠預金等移管金を合同運用財産の中から金銭で預金保険機構に納付したときは、この信託の信託受益権は消滅します。

（2）　前項の場合には、この信託の受益者であった者は、休眠預金等活用法第7条第2項により、預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求することができる権利（以下「休眠預金等代替金債権」という）を取得します。

（3）　第1項の休眠預金等とは、休眠預金等活用法第2条第6項に定める休眠預金等であって、次条に定める最終異動日等から10年を経過したものをいいます。

（4）　第13条および第15条において、当社の責に帰さない事由によって信託財産の交付ができない場合で、受益者が信託契約期間満了予定日の後10年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、信託財産は当社に帰属するものとします。ただし、第1項に該当する場合には、この限りではないものとします。

第19条の2（休眠預金等活用法に係る最終異動日）

この信託における最終異動日等は、次の各号に掲げる日のうち、最も遅い日とします。

①　休眠預金等活用法第2条第4項に定める異動事由として、当社がホームページにおいて掲げる事由が最後にあった日

②　信託契約期間満了予定日の翌日（別途信託の終了日を定めた場合は当該日）

③　当社が受益者に対して、当社への届出の名称、住所にあてて休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が受益者に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が受益者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります（この場合においては、第24条第4項の規定は適用されない）。

④　この信託の信託受益権が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

第19条の3（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（1）　受益者であった者は、休眠預金等代替金債権に係る支払いを申し出および請求をする場合には、当社を通じてその申し出および請求することができるものとします。この際、当社が承諾したときは、受益者であった者は、当社に対して有していたこの信託の信託受益権を取得する方法によって、休眠預金等代替金の支払いを受けることができます。

(2)　受益者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等代替金の支払いの申し出および請求をすることについて、あらかじめ当社に委任するものとします。

①　この信託の受益権に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含む)が行われたこと

②　この信託の受益権に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと

(3)　当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、受益者であった者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払いの申し出をすることを約します。

①　当社がこの信託の受益権に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　前項に基づく取扱いを行う場合には、受益者であった者が当社に対して有していたこの信託の信託受益権を取得する方法によって支払うこと

(4)　本条については、休眠預金等活用法に基づきこの信託の信託受益権が消滅したことに伴い、この信託が終了した場合であっても存続するものとします。

第20条(受益者・委託者の権利等)

(1)　委託者は、当社の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。この権利を含め、委託者の地位および権利は、相続により承継されません。

(2)　当社は、委託者と異なる者が受益者として指定された場合または受益者が変更された場合において、受益者(受益者として指定された者を含む)に対して、信託受益権の取得または喪失について通知する義務は負わないものとします。

第21条(信託約款の変更)

(1)　当社は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします。

(2)　当社が金融庁長官の認可を得てこの信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。

(3)　前項において委託者または受益者が前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、受益者は当社に対して信託受益権の買取を請求することができます。ただし、本項による買取は、当該信託と同じシリーズ信託に属する他の信託契約の次回の収益分配金交付日をもって行うものとします。

(4)　第2項の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

(5)　前各項の規定にかかわらず、この信託約款について、受益者の利益となることが客観的に明らかな変更を行う場合、または、明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正を行う場合には、受託者のみにより当該変更(疑義を避けるため記載するに信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る変更は

含まれない）を行うことができるものとし、この場合、受託者は、受益者への通知、インターネット上での周知その他の一般に周知方法として適切な手段と考えられる方法により当該修正を受益者に周知するものとします。

（6） この信託約款は、前各項に掲げる方法以外の方法により変更することはできません。

第22条（譲渡・質入）

（1） この信託の信託受益権は、当社の承諾がなければ譲渡または質入、譲渡担保その他の担保提供等の処分（以下「譲渡等」という）をすることはできません。

（2） 当社がやむを得ないものと認めて譲渡等を承諾する場合には当社所定の書式により行います。

第23条（印鑑届出・印鑑照合）

（1） 委託者、受益者、代理人、同意者その他信託契約の関係者の印鑑は、委託者または受益者からあらかじめ当社に届出るものとします。

（2） 当社が、この信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第24条（届出事項の変更、証書・通帳の再発行）

（1） 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに当社にお申出のうえ、当社所定の手続をおとりください。

① 届出印章の喪失もしくは毀損

② 印章、名称、住所その他の届出事項の変更

③ 委託者、受益者、代理人、同意者その他信託契約の関係者の死亡またはその行為能力の変更

④ 受益者があらかじめ指定した収益金および信託元本の受取方法の変更

（2） 委託者、その相続人または受益者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって当社にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

（3） 前各項の届出手続が遅れたために生じた損害については、当社は責任を負いません。

（4） 届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（5） 前項の規定は、当社が委託者または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

（6） 第１項および第２項の場合、当社は、信託金または収益金の支払いを当社所定の手続をした後に

行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第25条（債権放棄特約および破産手続き申立権の放棄）

（1） 委託者および受益者は、合同運用財産について、適用のある法的整理手続開始の申立てをしないものとします。

（2） 当社が、合同運用財産について、適用のある法令または第18条第1項に定める善管注意義務に違反し、または違反するおそれがあると合理的に判断できる場合には、この限りでないものとします。

第26条（氏名開示請求）

当社は、一の受益者から他の受益者の氏名または名称、および住所並びに他の受益者が有する信託受益権の内容を開示するよう請求を受けた場合であっても、当該事項の開示は要しないものとします。

第27条（端数処理）

この信託の計算において円未満の端数が生じた場合には、この信託約款に別段の定めがある場合を除き、切り捨てるものとします。また、その他の計算において端数等の調整が必要な場合は、受託者の裁量により処理することができるものとします。

第28条（準拠法および管轄裁判所）

信託契約の準拠法は日本法とします。また、信託契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には受託者の本店営業部の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第29条（存続条項）

この信託の終了後においても、第19条、第25条ないし第28条は有効に存続するものとします。

第30条（新法の適用・引用条文等の変更）

法令等の改正により、この信託約款にて引用する法令等の条項番号等に変更が生じた場合には、改正後の条項番号等に自動的に読替えられるものとします。

以 上

（ご注意）

1. この信託金またはその収益金を当社以外の金融機関にある口座に振込むようあらかじめ指定されている場合で、その支払うべき日が銀行の休日にあたるときは、当社はその翌営業日にその振込通知を発信します。
2. この約款に定めるほか、受託者の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、当社は、公告の方法を変更することがあります。

《当社が契約している指定紛争解決機関》

一般社団法人　信託協会

連絡先:信託相談所

電話番号:0120-817-335 または 03-6206-3988

信託約款別紙 1:定義集

(1) 「委託者」とは、募集要項に基づき信託を申し込んだ個々のお客様をいいます。
(2) 「運用先」とは、第3条に規定する運用に係る取引の相手方をいいます。
(3) 「営業日」とは、日本の法令に定める銀行の休日以外の日をいいます。
(4) 「解約金交付日」とは、第 12 条第1項に基づきこの信託の全部の解約の申出がなされた日、または、第 10 条の3第1項に基づき当社がこの信託の全部の解約を通知した日から1ヶ月以内の日であって、解約の効力が生じる日として当社が決定する日をいいます。
(5) 「期限前元本交付日」とは、第 15 条第1項または第2項に基づき合同運用財産を、金銭をもって交付することとなる日(ただし、信託期間満了予定日を除く)をいいます。
(6) 「口数」とは、各委託者が各信託契約に基づき信託した信託金の金額 1,000 円毎に 1 つの単位を構成し、信託元本償還の基礎とされる単位をいいます。なお、口数は、各委託者が各信託契約に基づき信託した信託金の金額を 1,000 円で除することにより算出される数とし、その後信託契約に基づき信託元本の一部のみの償還がなされた場合においても、これにより変更を受けるものではないものとします。
(7) 「計算期間」とは、直前の計算期日(当日を含まない)から当該計算期日(当日を含む)までの期間をいいます。ただし、初回の計算期間は、信託約款適用全信託契約の信託設定日のうち最も早い日(当日を含む)から初回の計算期日(当日を含む)までの期間とし、最後の計算期間は、最終計算期日の直前の計算期日(当日を含まない)から最終計算期日(当日を含む)までの期間とします。
(8) 「計算期日」とは、信託約款適用全信託契約の信託設定日のうち最も早い日の直後に到来する9月末日(ただし、当日が営業日でない場合には、その前営業日)を初回とし、以降、最終計算期日までの3月、9月の各末日(ただし、当日が営業日でない場合には、その前営業日)および最終計算期日をいいます。
(9) 「兼営法」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 18 年法律第 43 号。その後の改正を含む)をいいます。
(10) 「兼営法施行規則」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和 57 年大蔵省令第 16 号。その後の改正を含まない)をいいます。
(11) 「合同運用財産」とは、第4条第第2項に「合同運用財産」として定義する財産をいいます。
(12) 「合同運用財産元本勘定」とは、第9条第1項第2号に定める勘定をいいます。
(13) 「合同運用財産交付日」とは、①いずれかのシリーズ信託の信託設定日、収益分配金交付日または信託期間満了予定日とされている日(最終計算期日までに到来する日に限る)、②解約金交付日、③期限前元本交付日、および、④最終計算期日をいいます。
(14) 「合同運用財産収益勘定」とは、第9条第1項第1号に定める勘定をいいます。
(15) 「最終計算期日」とは、残存する信託約款適用全信託契約が同時に終了する場合の当該信託終了日をいいます。
(16) 「シリーズ信託」とは、信託約款適用全信託契約に係る信託のうち、信託設定日および信託期間満了予定日を共通の日とする信託を総称していいます。

(17) 「収益分配金交付日」とは、対応する募集要項に「収益分配金交付日」として記載される日をいいます。
(18) 「受益者」とは、信託受益権を保有する者をいいます。
(19) 「受託者」とは、三井住友信託銀行株式会社またはその承継人をいいます。
(20) 「準用信託業法」とは、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法をいいます。
(21) 「信託元本」とは、信託金の金額をいいます。ただし、信託元本の償還が行われた場合には、かかる償還後の残額をいいます。
(22) 「信託期間満了予定日」とは、対応する募集要項に「信託期間満了予定日」として記載される日をいいます。
(23) 「信託業法」とは、信託業法（平成 16 年法律第 154 号。その後の改正を含む）をいいます。
(24) 「信託金」とは、第1条に基づき委託者が受託者に対し実際に交付を行った金銭をいいます。
(25) 「信託契約」とは、この信託約款が適用される、各委託者と三井住友信託銀行株式会社との間の、個々の信託契約（委託者が異なるものを含む）をいいます。
(26) 「信託終了事由」とは、第 10 条第1項各号に定める事由をいいます。
(27) 「信託終了日」とは、第 10 条第1項各号に定める、この信託が終了する日をいいます。
(28) 「信託受益権」とは、信託契約に基づく受益権をいいます。ただし、第3条第1項第5号および第3条の2第1項第1号においては、本定義集において定義される「信託契約」に限られない信託契約に基づく受益権をいいます。
(29) 「信託設定日」とは、各信託契約につき、対応する募集要項に「信託設定日」として記載される日をいいます。
(30) 「信託法」とは、信託法（平成 18 年 12 月 15 日法律第 108 号。その後の改正を含む）をいいます。
(31) 「信託報酬」とは、受託者が第 14 条第1項に基づき合同運用財産から収受する報酬をいいます。
(32) 「信託報酬率」とは、各信託につき、対応する募集要項に「信託報酬率」として記載される値をいいます。
(33) 「信託約款適用全信託契約」とは、この信託約款が適用される全ての信託契約（他の委託者を当事者とするものを含む）をいいます。
(34) 「単位予定配当額」とは、各信託契約につき、対応する募集要項に記載される単位予定配当額の算定に関する算式により計算される金額をいいます。
(35) 「追加信託報酬」とは、受託者が第 14 条第2項に基づき合同運用財産から収受する報酬をいいます。
(36) 「法的整理手続」とは、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算、「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」（平成 11 年 12 月 17 日法律第 158 号。その後の改正も含む）に基づく特定調停もしくはこれらの手続に類似する手続を総称していいます。
(37) 「募集要項」とは、「新型金銭信託＜フューチャートラスト＞のご案内」と題する三井住友信託銀行株式会社作成の書面を個別にまたは総称していいます。なお、各信託契約には、各委託者が各信託契約の申込みに際して三井住友信託銀行株式会社から交付を受けた募集要項が対応するものとします。

(38) 「予定配当額」とは、各信託契約につき、該当する単位予定配当額に、当該信託契約につき各受益者が保有する口数を乗じた金額をいいます。

(39) 「予定配当率」とは、単位予定配当額の計算に用いられる配当率であって、対応する募集要項に「予定配当率」として記載されるものをいいます。

以上